

道路関係四公団民営化推進委員会第31回議事要旨（速報版）

（平成14年11月15日）

1．日時 平成14年11月15日（金）13:00-19:25

2．場所 委員会室（虎ノ門第10森ビル3階）

3．出席者

[委員]

今井敬、田中一昭、松田昌士、中村英夫、大宅映子、猪瀬直樹、川本裕子の各委員

[担当大臣等]

石原伸晃行政改革担当大臣

[事務局]

坂野泰治事務局長、柴田高博事務局次長、片桐幸雄事務局次長

4．主な議題

検討課題に関する討議

5．議事経緯

(1) 主要な検討事項と論点整理について

論点の確認のため、事務局から論点整理に係る資料の説明を行った。主な意見は以下のとおり。

保有・債務返済機構は「採用」ではなく、「前提」ではないのか。8年早い返済という前提が崩れれば、見直すことも必要。

最大の論点は40兆円の借金を一体として、その返済を最優先するという。閣議決定では四公団を書き分ける部分があり、首都高速道路公団と阪神高速道路公団については、国・地方の応分の負担が必要と考えている。

もう一度、具体的な数字に基づいた議論が必要である。

(2) 今後の道路建設について

事務局から、これまでの委員会論議を踏まえて作成した基本的な考え方について、検討素材として説明した後、委員間で討議が行われた。主な意見は以下のとおり。

本委員会できりとめられた基準により、政府で個別路線の優先順位を決定して、公表すべき。その際、すべての路線に同じ基準を当てはめてみるのが大事。

今までの公団方式でなく、透明性や責任が明確になる新しい方式とすることが必要。

40兆円の債務を一体として返済し、次に、国民の利益のための料金値下げをする。その上で、民営化会社は採算の範囲内で建設を行えばよい。

債務返済を最優先するも、料金値下げは、料金のうち新規建設に回す分とされている約5円/kmを原資として行うべき。

混雑している道路で料金値下げを行うと更に混雑するため、料金の値下げは、利用交通量が少なく有効に使われていない道路に限定すべき。

道路特定財源がダブっているのなら、一般財源化を追求しつつ、高速道路建設に活用すべきではないか。

民営化会社は、採算性の範囲内で道路建設を行い、残りは国と地方の役割分担の下で、建設する仕組みが必要。道路特定財源の地方委譲を行って、地方の自主性と責任で整備すべき。

閣議決定においては、首都高速道路公団や阪神高速道路公団の債務処理についても、国・地方の適切な費用負担において処理することが含まれている。この点も踏まえて、討議すべき。

現在建設中の首都高速道路や阪神高速道路を新会社で建設する場合には、国・地方の適切な費用負担で行うべき。

現行の首都高速道路や阪神高速道路を拡大した場合の収支見通しも踏まえ、地域分割により再編成することが必要。

民営化会社が道路建設に金を出すかどうかは経営者の自主的な判断。義務付けてはいけない。

ここで意見集約する事柄は、記述ぶりや順番に拘わる必要はなく、答申としてのとりまとめの際に、また十分議論できるものである。

これらの意見を踏まえ、以下のとおり、現段階における基本的な考え方についての意見集約がなされた。

1. 第1優先順位は約40兆円に達する道路関係四公団の債務の確実な返済（長期固定）
2. 民営化の果実を国民に還元するため、民営化と同時に弾力的な料金設定等による料金引下げ
3. 本委員会においてとりまとめられた基準に基づく個別路線の優先順位の決定。公表。（政府）
4. 国・地方の財源による建設（新会社の判断により参画）
下記5.の対象以外のものについて採算性の範囲内において参画可能な具体的な制度設計（仕組み）は政府において検討
5. 新会社の自主的判断による建設
 - ・ 以下を基本原則として制度設計条件
 - 厳格な歯止め
 - 債務は、総額を減少させつつ、かつ、一定の期限内に削減
 - 新会社の自己資金によることを原則とし、債務の確実な返済を確保した上での高速道路収入の一部を利用した建設
 - 個別路線の採算性の透明化

(3) 日本道路公団のファミリー企業の談合問題について

委員からの問題提起が行われ、日本道路公団からヒヤリングした後、国土交通省に対する意見書を取りまとめ、国土交通大臣あて委員長から意見書を送付するとともに、特殊法人等改革推進本部参与会議の座長あてにも参考とするよう送付することとなった。意見書の概要は以下のとおり。

本委員会は、本件について、公団からの天下りに起因する高コスト体質が表れた由々しき問題であると重く受けとめており、事態の解明および改善を強く求める。

日本道路公団および関連企業等に対し、国土交通大臣が厳しく指導監督すること、また、二度とこのような問題が起こらないよう再発防止策を直ちに実施することを求める。

なお、再発防止策としてただちに実施していただきたい事項は以下の2点。

排他的入札資格要件の即時撤廃

入札への新規参入社数に関する達成目標の設定

(4) その他

委員から、交通需要予測と実績については、常に定期的な見直しが必要であるとの説明がなされた。

- (5) 次回委員会は、11月26日(火) 13:00~18:00 第10森ビルで、関連会社・関連公益法人の取扱いと、その他の残る検討事項について審議するとともに、今後のスケジュールについて審議を行うこととされた。

(文責 道路関係四公団民営化推進委員会事務局 速報のため事後修正の可能性あり)